



事 務 連 絡

平成26年11月26日

一般社団法人京都府建設業協会会長 様

京都府建設交通部指導検査課長

(一財)城陽山砂利採取地整備公社の受入停止措置について

平素は、京都府建設交通行政の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、別添のとおり(一財)城陽山砂利採取地整備公社(以下、公社という。)と建設発生土搬入受入契約を行った業者が契約違反を行った旨、公社から報道機関に公表されました。

今後の再発防止に向け、契約・規約等を遵守するとともに、現場での適正な施工管理について一層の留意をお願いします。

平成26年10月31日
(2014年)

(一財) 城陽山砂利採取地整備公社理事長

城陽市山砂利採取地における搬入土の契約違反事案等について

当公社と建設発生土の搬入受入契約を行った業者が契約に係る違反行為を行いましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本件は、当公社と契約を行う業者に対し、今後同様の違反行為が行われないよう注意喚起・周知するものです。

1. 事案の概要

- ・契約済みの搬入カードを使用し、未契約の土砂を城陽市山砂利採取地へ搬入
- ・無届けであった仮置き場から、未契約の土砂を城陽市山砂利採取地へ搬入
- ・他の契約工事の搬入カードを使用し、別契約工事の建設発生土を城陽市山砂利採取地へ搬入

なお、契約違反に係る未契約の搬入土砂については、搬入経路に係る場所の特定を行ったうえで、土壌分析検査（26項目）を実施し、全てが環境基準値未満であることを確認済みである。

2. 違反項目

- ◇未契約の土砂の搬入
 - ◇無届けの仮置き場の設置
 - ◇他の契約工事の搬入カードによる建設発生土の搬入
- ※建設発生土搬入受入契約書 第19条第2号、第3号に該当

3. 措置及び対応

- ◇当公社の規程に基づき、当該業者に対し、1年間の新規受入停止措置を行った。
- ◇未契約の搬入土砂については当該業者が自主的に全量を撤去した。
- ◇工事の発注者に対し、請負業者への指導の徹底を申し入れた。
- ◇当公社と今後契約する業者に対して、契約内容を遵守するようピラ等にて注意喚起を行う。

契約に反し残土搬入発覚

城陽市 山砂利採取地に

公社が建設業者に受入停止措置

城陽市の山砂利採取地へ契約に反して建設発生土を搬入したとして、城陽山砂利採取地整備公社（理事長＝奥田敏晴、城陽市長）は31日までに、違反があった建設業者に対し1年間の受入停止などの措置を取った、と発表しました。

同公社によると、今年7月16日、この建設業者が公社と契約した搬入カードを別の契約カードと差し替え、1日に10トンの残土を搬入していた。契約では遠方からの搬入だったが、同じ車両が1日に6回出入りするのを監視員が不審に思い発覚した。公社が聞き取り調査を行ったところ、同建設会社は7月3日から5日までの3日間にも、公社に無届けの仮置き場から未契約の残土を10トンの残土を搬入していたことを認め、搬入された残土で土壌分析検査を実施したが、26項目全てで環境基準値未達だった。業者は10月24日、25日に搬入土砂を全て自主撤去した。

公社はこの建設業者に対し、7月17日から1年間の新規搬入停止とする措置を取った。また公社は、再発防止の観点から事業

取った。また、工事の発注者に対し、請負業者への指導徹底を申し入れるとともに、今後、公社と契約する業者に対して契約内容を遵守するよう呼びかけなど、注意喚起を行うとしている。

また公社は、再発防止の観点から事業を公表したが、法令違反ではなく、あくまでも契約に反するものだとして事業者名は公表していない。

【小日向一】

未契約の土砂、採取地へ

城南山砂利 搬入業者、受入停止に

一般財団法人城南山砂利採取地整備公社(理事長＝奥田敏晴市長)は4日までに、未契約の建設発生土を採取地内に搬入するなど「契約違反」があったとして、建設業者に対して1年間の新規受入停止措置を

行ったことを発表した。措置は7月17日付。公社側は「法令違反でないの

で業者名や土砂発生元の公表は差し控えた」としている。未契約の搬入土砂は、すでに土壌分析調査(26項目)を終え、環

境基準値未満であることとを確認。業者の責任で先月24、25日の2日間で全量自主撤去を完了している。市まちづくり推進部によると、未契約の土砂が搬入されたのは7月3日から5日までの3日間。いずれも公社に無届けの仮置き場から10トンダンプ46台分が搬入された。また、同じ建設業者は同月16日にも他の契約工事の搬入カードを使い、別工事(契約済み)の建設発生土を10トンダンプ24台分搬入するという契約違反も行ったという。

公社の監視員が、遠方の契約工事にもかかわらず、同じ土砂搬入ダンプが一日何度も採取地内に入るのを不審に思い、追跡調査を行

うなどして違反行為を突き止めた。公社では、再発防止へ啓発ビデオを作成し、業者に対し契約内容の順守を注意喚起。再発防止策を徹底させる方針だ。